



ふじよしだ 議会だより

Mt. Fuji World Heritage



世界文化遺産登録10周年

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

第162号

9月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
			本会議 (開会) 14:00			
10	11	12	13	14	15	16
			本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	決算特別 委員会 10:00	
17	18	19	20	21	22	23
			決算特別 委員会 10:00	決算特別 委員会 10:00	常任委員会 (総務経済) 10:00	
24	25	26	27	28	29	30
	常任委員会 (文教厚生) 10:00	常任委員会 (建設水道) 10:00		本会議 (閉会) 14:00		

※招集告示は8月25日(金)となります。

本会議・常任委員会を傍聴しませんか！！

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。

●傍聴受付：いずれも開始15分前より受付

本会議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問合せください。

☎0555-22-0612

5月臨時会

報告第4号

専決処分報告について

(富士吉田市国民健康保険税条例及び富士吉田市介護保険条例の一部改正)

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度分の国民健康保険税及び介護保険料であって、納期限が令和5年4月1日以降に到来するものについて減免措置を実施するため、所要の改正を行ったもの。

報告第5号

専決処分報告について

(令和4年度富士吉田市一般会計補正予算第15号)

【内容】

横町熊穴線外2路線整備事業(設計・工事分)3058万円を繰越明許費に追加したもの。

報告第6号

専決処分報告について

(富士吉田市税条例の一部改正)

【内容】

法律の施行に伴い、軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長等を行うため、所要の改正を行ったもの。

報告第7号

専決処分報告について

(富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正)

【内容】

政令の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の基準額の見直し等を行うため、所要の改正を行ったもの。

報告第8号

専決処分報告について

(令和4年度富士吉田市一般会計補正予算第16号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ3100万円を追加し、総額を353億1667万7千円としたもの。

歳入では、ふるさと振興基金繰入金3100万円を増額し、歳出では、商業活性化対策事業委託料3100万円を増額したもの。

報告第9号

専決処分報告について

(令和5年度富士吉田市一般会計補正予算第1号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ2億8693万2千円を追加し、総額を269億4693万2千円としたもの。

歳入では、総務費国庫補助金1億7920万円、民生費国庫補助金4973万2千円等を増額し、歳出では、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費1億4220万円、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業費5513万3千円等を増額したものの。

報告第10号

専決処分報告について

(令和5年度富士吉田市水道事業会計補正予算第1号)

【内容】

収益的収入において給水収益を3600万円減額し、他会計補助金を3600万円増額するもの。

報告第11号

専決処分報告について

(令和5年度富士吉田市下水道事業会計補正予算第1号)

【内容】

収益的収入において下水道使用料を1200万円減額し、他会計補助金を1200万円増額するもの。

報告第12号

繰越計算書について

(令和4年度富士吉田市立病院事業会計)

【内容】

「2階南面内視鏡室改修事業」について、1億7231万円を翌年度へ繰越したもの。

議案第33号

富士吉田市副市長の選任について

【内容】

引き続き、前田重夫氏を選任するもの。

議案第34号

富士吉田市監査委員の選任について

【内容】

委員に、小俣光吉氏を選任し、また、渡邊龍雄氏及び羽田幸寿氏を再任するもの。

6月定例会

令和5年6月定例会は、6月13日に開会し、15日間の会期を終え、27日に閉会しました。

市長からは、報告案件として、令和4年度一般会計における継続費繰越計算書など2件の報告がありました。

市長から提案のあった14議案については、すべて可決、同意しました。また、議会提出2議案についても可決しました。

市政に対する一般質問は、4名の議員が行いました。

報告案件の概要 即決案件

報告第13号

継続費繰越計算書について
(令和4年度富士吉田市一般会計)

【内容】

令和3年度から令和5年度までの3か年継続事業「(仮称)富士の杜巡礼の郷公園事業(R3・4・5継続事業)」について、5683万3600円を翌年度へ通次繰越したものの。

報告第14号

繰越明許費繰越計算書について
(令和4年度富士吉田市一般会計)

【内容】

「ふるさと寄附推進事業」外6件について、8億4335万4千円を翌年度へ繰越したものの。

議案第44号

財産の取得について

【内容】

富士吉田市消防団第12分団、第14分団及び第25分団に貸与している小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴い、新たな小型動力ポンプ付積載車3台について、契約金額4250万4千円で取得しようとするものの。

議案第45号

工事請負契約の締結について
(防衛関係事業(8条) 富士吉田市立上吉田コミュニティセンター改修(建築主体)工事)

【内容】

契約金額3億4183万9300円で、二和建設・池上工務所防衛関係事業(8条) 富士吉田市立上吉田コミュニティセンター改修(建築主体)工事共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容については、外装工事、防水改修工事等である。

議案第46号

工事請負契約の締結について
(仮)Mt. FUJIZOJIE加工センター新築(建築主体)工事)

【内容】

契約金額2億1230万円で、渡秀工業株式会社と契約しようとするものであり、工事内容については、一部木造の鉄筋コンクリート造り1階建てで、延床面積331.5平方メートルである。

議案第47号

富士吉田市農業委員会委員の任命について

【内容】

委員に、渡邊孝治氏、藤井與三郎

氏、小俣俊子氏、小野利壹氏、渡邊和英氏、佐藤万吉氏、權正常夫氏、勝俣道明氏、羽田善行氏、遠山まさの氏、小俣創氏、宮下師貴氏、滝口倉一氏及び志村金三氏を任命するもの。

議案第48号

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【内容】

引き続き、宮下忠司氏及び渡邊浩氏を選任するもの。

議案第49号

富士吉田市議会委員会条例の一部改正について

【内容】

令和5年度組織機構の見直しに伴い、常任委員会の所管を変更するため、本条例を改正するもの。

議案第50号

富士吉田市議会特別委員会の設置について

【内容】

富士吉田市議会に、委員各10人をもって構成する「演習場対策特別委員会」及び「国際観光推進・織物等産業振興対策特別委員会」を設置するもの。

（株）さかいまちづくり公社
視察研修

令和5年5月24日



市長のマニフェスト「稼げるまちづくり」実現に向けて、本市で「まちづくり公社」設立の準備が進められていることを受け、先進地である茨城県境町へ視察研修に伺いました。

境町では、自動運転バスの運行や特産物を使用した製品開発など幅広い事業を展開しており、それらを参考に、本市の文化や特性を活かした公社運営ができるよう、市議会として協力して参ります。

富士山世界文化遺産
登録10周年記念イベント

令和5年6月22日



参加者全員、10周年記念ロゴ（表紙にあります）の入ったお揃いのポロシャツやTシャツに身を包み、可愛い保育園児の皆さんによる「ふじさん」の合唱に魅了されました。その後、全員でのバールンリリースと同時に、10周年記念デザインのラッピングバス出発を見送り、登録10周年をお祝いしました。

このイベントを機に、この美しい富士山を守り、しっかりと後世へ残していく決意を、再確認しました。

個人情報保護条例に
基づく開示等の実施状況

（令和4年4月～）

令和5年3月



この条例は、市議会が管理している個人情報の適正な取扱いについての基本的なルールを定めるとともに、自分に関する個人情報（「自己情報」といいます）の開示、訂正、削除などを請求する権利を保障し、年1回公表するものです。

なお、令和4年度における自己情報の開示、訂正、削除、目的外利用・外部提供の中止請求はありませんでした。

会期日程

27日	23日	22日	21日	19日	6月13日
● 各議員長からの報告 ● 議案の追加提案 ● 各議案の採決 (閉会)	● 建設水道委員会 付託議案の審査	● 文教厚生委員会 付託議案の審査	● 総務経済委員会 付託議案の審査	● 市政一般質問 本会議	● 本会議 会期の決定 ● 議案の提出と説明 ● 議案の委員会付託 (開会)

委員会の審査から

●総務経済委員会

●文教厚生委員会

●建設水道委員会

総務経済

以下5議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号

組織機構の見直しに伴う関係条例の整備について

【内容】

令和5年度組織機構の見直しに伴い、設置する部等の見直し等を行うため、所要の改正を行うもの。

なお、審査の中で富士山の世界文化遺産登録10周年を迎えるタイミングで新たな組織名称から観光がなくなることは消極的に感じられるので、富士山課を富士山観光課にするなど、積極的に観光施策を推進していることを周知してほしいとの要望があった。

議案第36号

富士吉田市税条例の一部改正について

【内容】

法律等の施行に伴い、森林環境税の賦課等を行うため、所要の改正を行うもの。

議案第37号

富士吉田市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

【内容】

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」第2条第1項の地域経済牽引事業の促進を図るため、「地方税法」第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるため、所要の規定を整備するもの。

議案第38号

富士吉田市営駐車場条例の一部改正について

【内容】

本年度新たに整備する市営駐車場について、名称や位置、駐車料金に関する規定を設ける必要がある等のため、所要の改正を行うもの。

議案第41号

令和5年度富士吉田市一般会計補正予算（第2号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ43億270万9千円を追加し、総額を312億4964万1千円とするもの。

歳入では、指定寄附金30億2370万6千円、財政調整基金繰入金6億1666万1千円、ふるさと振興基金繰入金5億8144万5千円等を増額し、歳出では、ふるさと振興基金積立金15億円、ふるさと寄附推進事業費12億6300万円、まちづくり公社事業費3億406万7千円等を増額し、まちづくり事業委託料822万6千円、企業立地促進事業補助金500万円等を減額するもの。

また、継続費として、吉田中学校屋内運動場長寿命化事業（R5・6



継続事業）1932万円を追加し、塵芥処理事業（分収交付金配分事業）外1件1億5943万7千円を繰越明許費とし、債務負担行為として、第5期地域福祉計画策定業務委託外3件3986万8千円を追加するもの。

なお、審査の中で次の要望があった。

歳出審査の中で人口減少対策関連事業について、クラウドファンディングで集められた寄附金を活用する中で、少しでも交流人口が増加し、本地域のワーケーションが推進されるよう努めてほしい。

まちづくり公社事業について、空き店舗のマッチング等のまちづくり公社に関する情報をホームページ等の媒体を活用して周知してほしい。

雇用促進事業について、奨学金の貸与を受けている方の立場を考慮する中で、公平な支援となるよう、民間企業に限らずに対象を拡充してほしい。



文教厚生

以下の議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号

富士吉田市印鑑条例及び富士吉田市手数料条例の一部改正について

【内容】

法改正に伴い、電子証明書の移動端末設備への搭載が可能とされることから、条例中の電子証明書に関する規定を見直す必要があるため、所要の改正を行うもの。

議案第42号

令和5年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ1153万9千円を追加し、総額を2億644万7千円とするもの。

歳入では、一般会計繰入金1153万9千円を増額し、歳出では、看護専門学校庶務事業工事請負費1153万9千円を増額するもの。

なお、歳入の審査の中で、一般会計繰入金について、以前から、本校

自体の歳入が少なく、当該繰入金が多額との指摘がある一方で、本校への補助金の増額等に関して、山梨県との協議が進められていることだが、今回の工事も含め、山梨県等からの支援策の活用や補助金の増額等が図れるよう努めてほしいとの要望があった。

議案第43号

令和5年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第1号）

【内容】

資本的収入及び支出について、収入を1072万円増額し、総額を8億2339万4千円とし、支出を1072万円増額し、総額を11億2268万6千円とするもの。



建設水道

以下の議案について慎重に審査し、妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号

市道の廃止について

【内容】

当該市道北側の隣接地において操業する誘致企業が、南側への施設の増設を計画しており、既に事業用地の取得も完了していることに伴い、当該市道を一般交通の用に供する必要がなくなったことから、市道明治大学通り線を廃止しようとするもの。



6月 市政 一般質問 抜粋



伊藤 進
議員
(政友会)

質問① 富士山吉田口登山道 の整備について

1回目の質問

富士山吉田口登山道は、江戸時代から学問・芸術・技芸など文化の所産であり、人々の交流の舞台となってきた。本市の歴史を理解するうえで、極めて大切な意味を持つと言える。また富士講の約8割が、同登山道を利用しており、この周辺一帯は、聖地であると同時に一大観光行楽地としての様相を備えていた。

東海道線や中央線の開通により、アクセスが容易になり、多くの人が富士山へ訪れるようになった。また、富士スバルラインの開通により、五合目まで一気に車で行くことができ、五合目以下は登山道が激減したことで、山小屋等が営業維持できず、倒壊や廃材の放置、また富士山信仰に関わる石造物等の損壊、消失など、非常に寂れた道となった。

登録されたことで、吉田口登山道が注目を浴び、本市においても登録から10年となる本年、麓からの富士登山の再興に向けて、建物の補修や新たな解説板の設置など本格的な対応に乗り出すと聞いている。

吉田口登山道は県道であり、国立公園であることから、様々な問題もあると考えるが、吉田口登山道の再興に関して、どのようなプランを持ち具現化するのか伺う。また、市長5期目のマニフェストとして「世界文化遺産登録10周年の節目に、かつて信仰の道として賑わっていた景観を保全、復元し、文化資源としての高付加価値化を図り、多くの方に登山を楽しんでもらえるように、関係機関と協力しながら整備を進める。」とあるが、具体的な内容を伺う。

1回目の市長答弁

吉田口登山道のあるエリアは、世界文化遺産富士山の構成資産、特別名勝富士山、史跡富士山及び自然公園法による国立公園に指定されており、保護や保全を図るために様々な規制がある。その中で、本市でしか担うことができない吉田口登山道の

景観や歴史的価値のある文化財の保全・活用を目的とした計画を本年度から2か年にわたり策定していく。

さらに、吉田口登山道沿いに現存する倒壊の恐れがある建築物については、現況の確認や歴史的価値の調査・検証の実施、倒壊を防ぐための応急処置を施すなど、登山者への安全対策を、本年度にスピード感をもって実施する。

また、平成8年から実施した歴史の道整備活用推進事業についてだが、馬返しと一合目の詳細な発掘調査を行い、旧来の吉田口登山道、石造鳥居や富士山信仰の石碑群を現在の状態に整備し、馬返しから六合目までに点在する遺産の解説板を設置するなどの整備を進めてきたことで、歴史の道整備活用推進事業の目的はおおむね達成され、吉田口登山道が世界文化遺産の構成資産の一つに選ばれたものと認識している。

信仰の対象としての富士山の文化という普遍的価値を後世に継承するために、唯一、市街地から富士山信仰の足跡をたどることができる登山道の保存と活用に向けて、関係機関と連携を図り、マニフェストの実現に向けて着実に取り組んでいく。

2回目の質問

平成8年から実施した歴史の道整備活用推進事業について、「富士山信仰の石碑群の整備や馬返しから六合目までの歴史的遺産の解説板を設置するなどの整備を進めたことで目

的はおおむね達成された。」と答弁をいただいた。

現在は、旧山小屋を中心に平成25年7月1日付の看板が設置しており、内容、デザイン等優れたものだが、馬返しと各合目には、それ以前の案内表示があり、場所によっては劣化が見られる。吉田口登山道の文化資源としての魅力を高めるためにも、新たな看板の設置・併設の必要性を感じるが、見解を伺う。

また「富士登山ガイドマップ」等で紹介されている二合目上の「御室浅間橋」下の沢の「御釜」は、令和元年11月以降に倒木が穴を覆い、そのまま放置されていた。ガイドマップと違う状況は、登山者に違和感・落胆を感じさせてしまい、観光施策のスピード感に疑問を持つ人もいるかもしれない。市職員が、極力現地



に足を運び、紙媒体とのマッチングが図れるよう民間とも協力し進めて欲しいが、見解を伺う。

マニフェストについて文化資源としての高付加価値化をどのように図るのか、具体的な答弁をもらえなかったが、吉田口登山道の文化資源を活用し高付加価値を実現するためのアプローチを提案する。

まず、文化的な魅力を強化するために、登山道周辺の歴史や文化に関する情報を整備し、吉田口登山道の天候等も含めたオンラインの情報をホームページ等で発信することも重要であるが、見解を伺う。

また、地元のガイドや文化体験プログラムを提供するなど、地元地域資源と連携することで、地域経済の活性化にも繋がると考えるが、見解を伺う。

また、登山道周辺のインフラを整備することで、登山者の利便性を向上させることができる。例えば、環境に配慮したトイレや新たな休憩所の整備、安全対策に関する情報の提供などが必要である。これらの整備により、登山者の満足度が向上し、吉田口登山道の価値が高まると考えるが、見解を伺う。

吉田口登山道の整備においては、環境保全と持続可能な観光の視点を重視することも必要である。登山道周辺の自然環境を保護する取組みやごみの適切な処理等、環境に配慮した施策を導入することが大切であると考え、見解を伺う。

2回目の市長答弁

吉田口登山道の状況確認についてだが、毎年、県と共に現況調査を実施しており、倒木などの障害等が発生した場合も、登山者や関係機関などからの情報を基に、県と共に速やかに現地確認をしている。また、同登山道は文化資源としての権利関係も複雑であり、市単独では手が付けられない部分も多く、様々な機関との調整や協議が必要となり、多くの時間を要す。現地には何度も足を運び、現状を確認しているからこそ、危機感を持っている。まずは本市が先頭に立ち、関係機関に協力してもらいながら、保全・活用を目的とした計画を策定していきたい。

議員提案の情報発信、地元地域資源と連携した登山案内など、文化資源の高付加価値化については、既に推進しており、環境保全と持続可能な観光という視点の重要性も認識している。

今後も、より先進的な吉田口登山道の保存と活用のために、インフラ整備も含めた様々な課題を洗い出し、文化資源の高付加価値化に向けて、さらに取組を進めていく。

教育長答弁

新たな看板の設置・併設の必要性についてだが、馬返しから六合目までに設置した歴史的遺産の解説板については、本年度、貼り替えを実施

する予定である。また、新たな看板の設置については、本年度予定している計画の策定段階において、地元関係者及び関係機関との調整や協議を行うなかで検討していく。

質問② 賑わいを見せる本町通りの施策について

1回目の質問

平成元年の本町通りにある商店は、150店を数え大変な賑わいを見せていた。平成28年5月には、経済産業省の「2016はばたく中小企業・小規模事業者はばたく商店街30選」において富士吉田商業連合会が選定され、全国的に見ても活発な商店会としての活動があった。

しかし、令和5年には、67店に激減し、全国のどこでもある空き店舗が目立つ寂れた街並みになってしまった。このような状況ではあったが、昭和レトロな街並みと富士山が間近にある風景が、SNS等で紹介され、多くの外国人観光客が写真に収めようと訪れる地域となった。

しかし、観光客が車道に出たり、横断歩道に立ち止まって撮影をしたりする行為が相次ぎ、近隣住民や通行する車両に迷惑がかかる事態となっている。本市でも事態を重く受け止め、本年2月より交通誘導員の配置を行い、外国語に対応した看板等で注意を呼び掛けているが、充分

な対策が取られていないのが現状だ。インバウンド観光客に対して、本町通りでどのような対策をとっていくのか、見解を伺う。

また市長の5期目のマニフェストには、富士みちに沿った市街地活性化を推進するとして、本町通り沿いに活用されていない空き店舗が多いことから、ビジネスチャンスを見逃さぬように、空き店舗と出店希望者のマッチングや出店の支援など強力に推進するところがあるが、具体的にどのような支援していくのか伺う。また、アーケード改修等への集中的な投資を行い、賑わいある街並みづくりを進めていくとあるが、具体的な内容を伺う。

1回目の市長答弁

インバウンド観光客に対して、本町通りでどのような対策をしていくのかについてだが、多言語で作成されたホームページや観光施設で配布しているチラシ等において、安全確保のための注意喚起をしている。

また、下吉田エリアには交通ルールやマナー遵守の普及啓発看板を30か所以上に設置しており、さらには、撮影ポイントの横断歩道を中心に警備員を配置するなど、安全確保に努めている。

加えて、要望があった本町二丁目交差点における歩車分離式信号の導入は、富士吉田警察署を通じて山梨県警察本部へ上申している。

「充分な対策がとられていないの

が現状」という認識はなく、これらの取組を継続的に実施することで事故を防ぎ、近隣住民や通行車両に迷惑をかけないように、警察署や地元商店街等と連携を図り、引き続き対策を講じていく。

次に、空き店舗と出店希望者のマッチングや出店の支援などを強力に推進することについてだが、本年度、本町通りエリアへの新たな支援制度として「富士吉田市まちづくりファンド」を立ち上げる。具体的には、地元商店街や専門家の協力も得るなかで、情報収集や調査、景観維持のためのデザインコードの策定、空き店舗入居時の改修費用の助成などを実施し、強力に支援していく。

次に、アーケード改修等への集中的な投資を行い、賑わいある街並みづくりを進めていくことについてだが、現在、本市では、商工会議所から推薦を受けた商店街におけるアーケード等の整備について、その整備費用の一部を県の地域商業活性化支援事業費補助金を活用し支援している。しかし、現存のアーケード等は、設置から時間が経過し、デザイン等の統一感がなく、機能的にも見劣りするものがあるため、改修等には多額の費用が必要になる。

従って、統一感のある街並みを創出するために商店街が実施する、生活面や景観的に配慮したデザイン、機能等を備えたアーケードの整備や街路灯のLED化など商店街が必要とする整備事業に対して関係団体と連携し、費用を補助していく。

2回目の質問

一般質問をするにあたり、市民にヒアリングをし、頂戴した意見の一部を紹介したい。

・警備員を配置していない道路に出て、写真を撮っている観光客がいる。危険なので、最近は本町通りを通行することは、極力控えている。

・本町通りに、簡単な案内を多言語でできるコンシェルジュを育成する仕組みづくりが欲しい。観光客がトイレを貸してほしいと訪ねてくるケースが多く、困っている。

・警備員の配置も大切だが、町に詳しい地元の方がおそろいのTシャツなどを着て、案内、見守りのようなおもてなしを感じるスタイルの方が、観光客や地元の人からも、楽しい雰囲気を感じられて良い。注意するだけでは、観光客の方に対して、心証が悪くなってしまう。



これらの声に対して、市長の提唱する市民中心主義を真に考えるのであれば、適切な対応をとり、市民の不安を少しでも緩和することが、重要であると考えます。

再度お伺いします。本町通りのインバウンド観光客の交通ルールやマナー遵守の対応について、十分な対策はとられていないという認識はないのか。見解を伺う。

先日、本町通り二丁目交差点から月江寺駅入り口交差点までを歩行者天国にできないかと陳情を受け、富士吉田警察署へ相談してきました。

富士吉田警察署の担当課長によると、地元住民や関係者の理解・合意を得ることができれば、歩行者天国にすることは可能との話であった。例えば、毎週日曜日の決められた時間帯だけでも歩行者天国にすることを協議してほしい。

もし、歩行者天国になれば、定期的なイベントを開催し、地元商店街やキッチンカーに出店してもらい、音楽イベントやストリートパフォーマンス、地元の伝統的な神楽などの披露をし、観光客等と交流することができるよう。また、地域の活性化に繋がるのではないかと考える。

実際、私は、昨年5月から10月まで月に一度、中央まちなか公園で音楽イベントや日本の伝統芸「かつぽれ」を披露するイベント「本町まちなかフェス」を開催してきた。本年6月4日の開催時には、多くのインバウンド観光客の来場があり、楽しく交流することができた。

本町二丁目交差点から月江寺駅入り口交差点までの本町通りを毎週日曜日の決められた時間帯だけでも、歩行者天国にするプランを提案するが、執行者の見解を伺う。

2回目の産業観光部長答弁

まず、本町通りのインバウンド観光客の交通ルールやマナー順守の対応についてだが、警備員の対応はもとより周知看板を含め、観光客の交通ルールやマナー順守の対応には十分な対策がとられている。

次に、本町二丁目交差点から月江寺駅入り口交差点までにおける歩行者天国を実施することについてだが、昨年のハタオリマチフェスティバルにおいて、期間中の日曜日に歩行者天国を実施することができた。当日は、本町通りが魅力的な場所として、市民、参加者に笑顔があふれ、下吉田地区の賑わいや活性化に繋がったことを強く実感できた。

しかし、年1回の開催であるハタフェスや市民夏まつり等のイベントでの歩行者天国を実施する場合でも、交通規制に伴う迂回路の設定や誘導看板、相当数の警備員の配置や駐車場の確保など多くの課題が生じ、地域との調整や警察署、道路管理者など関係機関との協議が必要不可欠であり、その調整を行うことは多くの時間と労力が必要とする。

議員の発言で「富士吉田警察署の担当課長が地元の住民や関係者の理解・合意を得ることができれば、歩

行者天国にすることは可能との話であった。」とあるが、本市の担当が同警察署に確認したところ、「通行止めなどの交通規制を行うことは、担当者レベルで判断できるものではない。」との回答であった。

この状況を考えると、国道の本町通りを毎週日曜日など定期的に通行止めにして、歩行者天国を実施することは、到底容易なことではない。

歩行者天国が、まちの活性化につながることは充分に認識しており、今後も多くの関係者の意見等を踏まえるなかで、判断していきたい。

質問③

(仮称) ふじよしだ・まちづくり公社の設置について

1回目の質問

議員研修で茨城県境町にある「さかいまちづくり公社」を視察した。この公社は、関東でナンバー1の収入をあげている境町のふるさと納税を活用して、様々な事業を展開している。その一つが、町内を循環する自動運転バスの導入である。病院へ通うお年寄りや塾へ行く子どもたち等の足となり、ふるさと納税が目に見える形で住民の役に立っている。

本市も市長の5期目のマニフェストにおいて、新たな産業や雇用を生み出す「まちづくり公社」を設置し、国の交付金制度やふるさと納税を活用し、富士山の恵みと事業者の技術

やサービスを組み合わせた商品の開発と販売を行い、地域経済の発展や雇用を生み出す地域商社として、また、空き店舗再生などにより地域の個性や魅力にチャレンジする若者を支援するファンドとして「まちづくり公社」を設立するとある。

今定例会においても市長の所信表明で「(仮称) ふじよしだ・まちづくり公社」の設立について述べている。

1回目の市長答弁

政策の大きな柱として「稼げるまちづくり」を提唱してきた。人口減少社会を迎え、国家財政が厳しさを増すなかで、地方自治体が「稼ぐ」ことを念頭に、自立した財政運営を目指すことが重要である。

(仮称) ふじよしだ・まちづくり公社については、民間企業的な事業展開を図るなかで、これまでの「稼げるまちづくり」への取組を更に加速させ、地域経済の発展、まちのにぎわいや雇用の創出、ふるさと納税の更なる飛躍を目指し設立するものである。

公社の設立をきっかけに、地域商社として新たな事業展開を図ることが「富士吉田市を世界一の誇れる街」へと発展させるための大きな一歩になるものと考えている。

2回目の質問

市長の所信には、「まちづくり公社の設立」に関して、「事業者の技術とサービスを組み合わせた商品の開発や販売を行う。」と話された。どのような商品を開発し販売していくのか、具体的なプランがあるか伺う。

さかいまちづくり公社では、さつま芋の一大生産地であることから、6次産業化を図り、世界的に著名な建築家が設計を手掛けた特産品研究施設「SLab (エスラボ)」で干し芋を製造している。さつま芋は、地元境町の契約農家から仕入れた「紅はるか」を100%使用している。

本市にも、全国的に有名になった「吉田のうどん」がある。昨年、勃発したウクライナ紛争により、製麺に欠かせない小麦が高騰し、市内のうどん店の経営者に多大な悪影響を及ぼしている。

そこで提案するが、まちづくり公社で小麦の栽培をする事業を協議してほしい。

小麦の場合、秋に種まきを行い、冬季には休眠状態となる。本市の気候条件は、小麦の栽培にとって比較的適しているという情報もある。まちづくり公社は、地域の発展と繁栄を目指す組織である。本市の伝統的郷土食である吉田のうどんへの付加価値を高めるためにも、このような事業は必要であると考え、見解はどうか。

さかいまちづくり公社では、飲食業やものづくり事業、ツーリズム事業等、様々な実施事業を展開している。こういった事業は、ふるさと納税がなくなっても、運用できるシステムである。本市のまちづくり公社は、どのようなコンテンツで事業を展開していくのか、具体的に伺う。

2回目のふるさと納税推進室部長答弁

まず、商品開発の具体的なプランについてだが、さかいまちづくり公社を視察した際、「マーケットイン」の考え方が重要であるとの話であった。これは、市場ニーズを調査し、市場が必要とするものを提供しなければ、消費者に求められる商品にはならないという考え方である。(仮称) ふじよしだ・まちづくり公社において、専門家に意見を伺うなかで確実に市場のニーズを調査し、消費者に求められる商品、サービスを作り上げたい。

次に、まちづくり公社におけるコンテンツ事業についてだが、さかいまちづくり公社は素晴らしい事業を展開しているが、これら全ての事業が本市の地域課題と合致するものではない。本市においては、インバウンド需要への対応、空き店舗を活用した中心市街地の活性化など、ものづくり事業だけではなく、本市が抱える課題の解決に向けた独自の事業も展開することで、地域経済の発展、まちのにぎわいや雇用の創出を図っていく。

6月 市政 一般質問 抜粋



秋山晃一
議員
(無会派)

質問① 国民健康保険税賦課 徴収における子育て 支援について

1回目の質問

国民健康保険（以下、「国保」という。）税の賦課徴収額は、所得に応じた所得割、各世帯に定額の平等割、そして被保険者の数に応じた均等割の合計だ。この仕組みのため、全国知事会も「加入者の所得は低いのに、保険料は公的医療保険で最も高い、これこそ国保の構造問題であり、制度の持続可能性と国民皆保険の基盤を脅かす重大問題である。」と指摘している。均等割、平等割がなくなれば、協会けんぽ並みの負担額に近づいていくことができる。そのことを述べた上で、今回はこの均等割について伺う。

国保は、被保険者である家族の人数に応じて賦課され、現在の制度では所得の全くない子どもにも課税される。低所得世帯には法定軽減が適用されるものの、本市では子ども一人に3万3600円が課税され、

それだけ家計を圧迫し経済的負担が増すことになる。このような子育て支援と逆行するような課税のあり方は改めらるべきだ。国は令和4年度から、就学前の子どもの均等割を半額に軽減するしくみを導入したが、免除ではなく半減であり、小・中・高校生には何の恩恵もないなど、根本的解決には程遠い。全国知事会などの地方団体は、子どもの均等割問題の根本的解決を図ることを国に求めている。例えば令和4年6月に出された全国市長会からの重点提言では、「子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保するとともに、施行状況を勘案したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を補充すること」と述べている。

そこで、市の子育て支援策として、子どもの均等割の独自減免、あるいは多子世帯の国保税減免などを行って、この賦課徴収の仕組みを改善していくべきだと考えるが、いかがか。

1回目の市長答弁

国保は、被保険者の納める国保税で運営されており、医療費負担を少なくする助け合いの制度であること

から、今後もきめ細かい保険事業を実施するため、法令に基づき公平公正に行っていきたいと考えている。

1回目の市民生活部長答弁

まず、国保税における均等割は、法律で徴収することが義務づけられている。

令和4年4月1日の法改正により、令和4年度課税分から、6歳までの未就学児に係る均等割については、5割が軽減されている。

発言のとおり、保険制度の公平性や子育て支援の観点から、無収入の子どもへの賦課は問題視されているが、本市のみの課題ではなく、国保の制度的な課題であるとの認識だ。

子どもに係る均等割及び3人以上の子どもがいる世帯への減免制度の創設については、国に対し、全国市長会などあらゆる機会を通じ、必要な財源確保とともに、減免の対象年齢や軽減割合の拡大等、制度の拡充を図るよう今後も強く要望していく。

また、平成30年度から始まった国民健康保険制度の都道府県広域化は、「都道府県と市町村が一体となって国民健康保険財政を安定的に運営する。」ことを目的としており、本県の広域化に伴って策定した、山梨県国民健康保険運営方針においては、「被保険者の負担の公平性から、将来的には県内全域で、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料も同じであることを目指す。」とされ、本市独自の減免制度を設けることは

この主旨にそぐわないものであると考える。

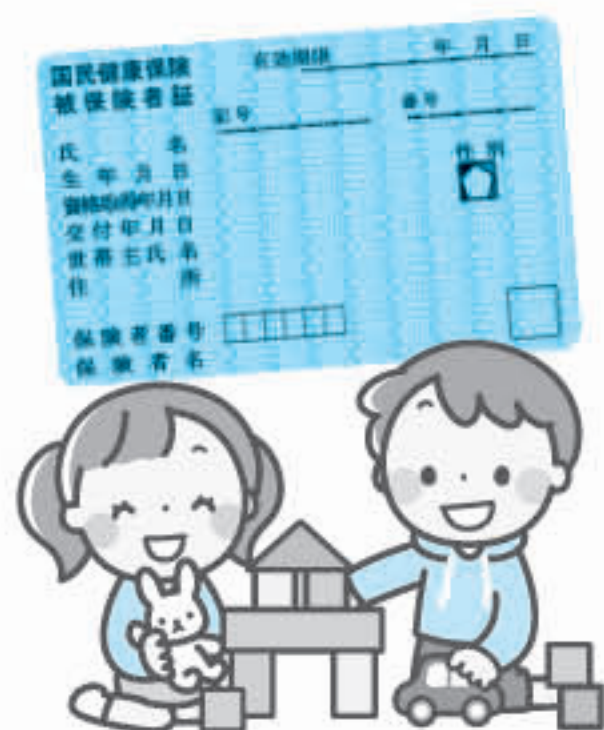
よって、現時点では、子どもの均等割や3人以上の子どもがいる世帯の国保税の減免などを、本市が独自で行うことは考えていない。

2回目の質問

憲法第92条や第94条によると、地方自治体が条例や予算で住民福祉のための施策を行うことを、国が禁止したり、廃止を「強制」したりすることはできない。

よって、市町村が自らの判断により、自治体独自の保険料減免を、維持・拡充することは可能だ。

国民健康保険法第77条は、被保険者に被災、病気、事業の休廃止などの「特別な事情がある場合」には、市町村が条例を定めて国保税を減免できることを規定しており、「子どもがいること」を特別な事情と扱うことで、実施が可能だ。また、このための自治体の公費投入等は、政府等の見解でも問題がないとされている。



コロナ危機と物価高騰で苦境にあえぐ市民が急増する中で、この仕組みを活用して、子どもの均等割の独自減免、子育て世帯の減免を行っていくことが必要だと考えるが、いかがか。再度伺う。

2回目の市民生活部長答弁

国民健康保険法第77条による減免についてだが、現在、本市においては、災害や倒産、失業、疾病等により保険税の納付が著しく困難な場合を「特別な事情がある場合」としており、「子どもがいること」を「特別な事情がある場合」とみなし、国保税を減免することは考えていない。繰返しになるが、本市独自の減免制度を設けることは、広域化の主旨にそぐわないものと考えている。

同様に、制度的な課題と認識し、国に対して、引き続き要望していく。また、子育て世帯への経済的負担軽減対策としては、全ての子育て世帯を対象とした18歳までの医療費無償化や小中学生への給食費無償化等の実施に加え、児童手当制度の支給対象外である16歳から18歳までの高校生等に対し、国に先駆けて特別支援金を支給する予定である。

今後も様々な方法で子育て世帯への経済的支援を実施するので、条例による減免の仕組みを活用した子育て世帯への国保税の減免を本市独自で行うことは、現時点では考えていない。

質問②

地域交通政策について

1回目の質問

以前も一般質問したが、歩行者にとって安全かつ歩きやすい道路整備について、伺う。

歩行者が歩く部分については、当時から変わっていないように見受けられ、また、いくつかの通学路等では、車道と歩行者が歩く部分の区別が判然としない状況のままでと思うが、どのように考えているのか。

歩行者が歩く部分の確保を優先し、その結果、車道が狭あいとなる道路の場合、低速走行での「歩行者優先道路」に指定して、他の歩道が整備されている道路とは制限速度を区別するよう、改めて、市の道路整備計画を総合的に考えていくべきではないかと考えるが、いかがか。

次に、道路整備における自転車の利用を見据えた道路整備計画について伺う。

自転車については、坂道の多い本市では、利用にある程度の体力が必要だったが、電動アシスト自転車の普及に伴い、高齢者も含め、多くの市民が移動手段として利用可能となった。加えて、観光客の利用も増加しているが、安全に自転車が行ける道路環境整備は進んでいない。

今後、地球環境に配慮した移動手

段としても利用が増加することを見込み、電動アシスト自転車購入に対する支援も行いながら、自転車が安全に、また、優先的に走れるような道路整備計画が必要ではないかと考えるが、いかがか。

以上のことを総合した、交通基本条例づくりについて伺う。この条例は通学路の安全、歩道や自転車道の整備、公共交通を利用できない人たちの交通確保など、切実な地域の課題に込める内容になるものだ。

条例制定の意義は、交通まちづくりの理念や基本方針が明確になり、地域住民、行政、交通事業者、関係者などが目標を共有し、それぞれの責務を明確にして、情報公開を徹底した住民参加と協同によるルールができ、歩いて楽しい交通まちづくりが実現することだ。

よって、交通基本条例の制定が必要だと考えるが、いかがか。

1回目の市長答弁

まず、歩行者にとって安全かつ歩きやすい道路整備についてだが、平成31年3月定例会で答弁したとおり、車道幅員が確保できている路線は、白線を引き、車道との区別を明確にし、また、学校周辺の通学路では、路側帯にカラー舗装を施したグリーンベルトとするなど、より一層の安全が確保できるよう対応している。また、新たに歩道を設置する道路は、段差の解消を図る設計とし、さらに通学路周辺などでは、車両へ

の注意喚起と速度の抑制を促すため、視覚的にわかりやすいポストコーンを設置するなど、歩行者の安全対策に順次取り組んでいる。

次に、道路整備における自転車の利用を見据えた道路整備計画についてだが、自転車の利用が増えていることは認識しており、今後の本市における道路計画においても、国や県などが示す自転車に関する道路整備方針等を反映していきたいと考える。

次に、交通基本条例の制定についてだが、「交通」に関わる条例の制定は、地域住民や行政、公共交通事業者、交通の利用者等、それぞれが抱える事情により、具体的な施策を展開するに当たっての合意形成が非常に困難となることなど、その実効性に課題があると有識者による研究においても指摘されている。

このため、現時点では交通基本条例の制定は行わず、地域住民や交通利用者の安全確保を前提とした交通や公共空間の在り方について調査研究と実践を続け、より安全で快適な交通や移動の確保に向けて取り組む。

2回目の質問

答弁のとおり、それぞれの立場からの意見、考えがあり合意形成が困難だと理解するが、だからこそ、その合意に向け、しっかりとした政策をもって取り組んでいくことが必要ではないか。

先日、茨城県の境町を視察した際、

自動運転バスの低速な運行において、当初は不満の声があったが、今では無くなったとの説明があった。やはり、理解をしてもらう、合意形成を図るということは時間がかかる。

そこで、市の交通政策として、市民の移動の自由を保障するという観点から、公共交通の整備と併せ、達成期限を定めて、市道、歩道の整備計画、自転車の利用を促進する整備計画を示して、合意形成に取り組みでいくことが必要だと考えるが、いかがか。

2回目の市長答弁

地域交通政策については、先ほど答弁したとおり、地域住民や行政、公共交通事業者、交通の利用者等それぞれが、様々な事情や課題を抱えており、合意形成が非常に困難である。

なお、現在、本市の道路行政は、道路整備計画や都市計画マスタープランに基づき、市のネットワークを構築する路線の整備を行っている。また、生活道路においても歩道の段差解消や道路構造の改善により、歩行者の安全確保はもとより、ユニバーサルデザインに配慮した整備を実施している。

今後においても、安全な



歩道の整備や自転車の利用を促進できる環境の整備など、国や県などが示す道路整備方針等を踏まえ、本市の実情に沿った道路整備を実施していく。

質問③

市長所信について

1回目の質問

今回の市長所信では3歳以上の児童について主食費と副食費を無償化すると述べている。対象児童の保護者の負担は大いに軽減される。一日も早い実施を願う。

一方、3歳未満の子供を育てている家庭について、保育園や幼稚園等を利用していない家庭への支援についてはふれられていたが、保育園等を利用してはいる家庭への負担軽減については述べられていない。何故、0歳から5歳までの全体を見た総合的な支援策を考えなかったのか伺う。次に、高齢者の生活支援として、「移動に関する総合的な支援の拡充」と述べている。

しかし、大幅な増が見込めない年金等で生活する高齢者は、今後も続く物価高騰により、さらに困窮していくこととなる。私たちが取り組んだ市民アンケートによると、光熱費への補助や公共料金の引下げ等の行政支援を求める声が多く、昨年10月からの75歳以上の医療費窓口負担増

への不満もあった。様々な負担増を強いられ、節約等の個人努力では限界に達していることが分かる。

この緊急事態のような状況に際して、地方自治体として高齢者の生活を支援していく総合的な施策を考えていくべきではないか、答弁願う。

1回目の市長答弁

3歳児以上の主食費と副食費の無償化は、次代の社会を担う子どもの成長を市全体で応援するため、本市独自の施策として所信に掲げた。

0歳から5歳までの全体を見た総合的な支援策についてだが、現在、市内の3歳児以上の子どもの約98%が保育園等に就園している。小中学校の給食費無償化を実施している状況のなか、更に年齢を引き下げ、3歳児以上の主食費と副食費の無償化に取り組むものである。

一方、3歳未満で保育園等に就園している子どもは、市内では約47%という状況であり、第2子以降の子どもに対する主食費、副食費等を含む保育料については、子育てに対する支援策として、国による軽減措置等、県及び市による無償化が実施されており、市においても相応の負担をしている。

よって、まずは、3歳児以上の子どもを対象として、その保護者の皆様への子育てにかかる経済的負担の軽減に向けた支援を実施していく。

次に、高齢者の生活を支援していく総合的な施策についてだが、エネ

ルギーや食料品等の価格高騰の影響を受けた住民税非課税世帯に対して、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、一世帯当たり3万円の給付金を支給することとしている。この支給事業の対象世帯は、65歳以上の高齢者世帯が約7割を占めていることから、改めて市として総合的な施策を検討することは、現時点では考えていない。

2回目の質問

答弁にあった地方創生臨時交付金の「重点交付金」については「低所得世帯支援枠」の他に、住民や事業者を幅広く支援する「推奨事業メニュー」があり、今後、高齢者への支援について検討していくべきではないかと考えるが、いかがか。

2回目の市長答弁

現在、生活困窮に関する相談窓口の件数は、高齢者以外の年代の方からの相談が多数を占めている状況だ。

また、先ほどの答弁のとおり、国からの交付金を活用し、経済的支援が必要な世帯に対しては、3万円の給付金を支給する予定である。

よって、高齢者の経済的支援については、本市独自の経済的支援として、70歳以上の高齢者を対象としたタウンスニーカーの運賃の無料化や75歳以上で運転免許証をお持ちでない高齢者に対するタクシー初乗り料金の助成などの支援を拡充していく。

6月 市政 一般質問 抜粋



戸田 元
議員
(市民ファースト)

質問① 「富士道」による まちづくりについて

1回目の質問

市長は、マニフェストの中で、「富士吉田市をつらぬき富士山頂へ続く「富士道」を世界一の道にする」と言っている。

東京日本橋から始まる「富士道」は、富士吉田市の真ん中を北から南に向かい、まっすぐに、富士山の山頂まで通っている、言わば、富士吉田市を支える背骨のような道であり、「下吉田の中心市街地」、「富士山世界文化遺産である上吉田の御師の町」、そして「北口本宮富士浅間神社からスタートする吉田口登山道」の、わが町の持つ唯一無二の3つの資源を、それぞれの特徴を最大限に活用し、まちの活性化に取り組んでいくことで、富士吉田市全体を「世界一の誇れるまち」にしていけるものであると大いに期待している。

下吉田の中心市街地の商店街エリ

アについては、堀内市長が継続的に進めてきた定住促進策が大きく実を結び、空き店舗などがカフェやゲストハウスなどに改修され、日本人旅行者に大人気となっているだけでなく、SNSで注目を集めた、本町通りからの富士山を目当てに訪れる外国人旅行者からの人気も高く、大いに賑わっている。

この千載一遇のチャンスをしかりと受け止め、追い風の状況を更に進めて、「稼げるまち」にしていけるために、具体的にどのような方策を考えているのか。

また、その一方で、単純に比べられるものではないが、上吉田の御師の町はどうだろうか。

下吉田のように活性化が進んでいるのだろうか。

富士山世界文化遺産の構成資産である「小佐野家」と「外川家」がありながら、その価値を十分に活かすできていないように、私には思えない。

上吉田の御師の町エリアに加えて、富士山で唯一ふもとから登山することができ、北口本宮富士浅間神社

から五合目までの吉田口登山道、こちらも含めて、「世界一誇れるまち、そして世界一誇れる道」にするために、どのようなまちづくりを具体的に考えているのか。

また、「富士吉田市をつらぬき富士山頂へ続く「富士道」を世界一の道にする」という理念のもと「稼げるまち」とするマニフェストを具体的に実行していくためには、行政だけでなく、関係する諸団体や市内外の民間企業なども巻き込んで、連携・協力して着実に取り組んでいかなければならないと感じているが、スピード感をもってマニフェストを推進するための組織体制について、どのような見解か。



1回目の市長答弁

まず、下吉田の中心商店街を「稼げるまち」にしていける方策についてだが、昨年度実施したふるさと納税クラウドファンディングの寄附金を原資とした「富士吉田市まちづくりファンド」を立ち上げ、空き店舗入居時の改修費用の助成等を実施し、出店を強力に支援していく。さらに、専門家のアドバイスを受ける中で、空き店舗の調査や情報収集、景観維持のためのルールを策定し、にぎわいのある街並みの実現に向け、スピード感を持って対応していく。

次に、上吉田の御師町エリアと、北口本宮富士浅間神社から五合目までの吉田口登山道での具体的なまちづくりについてだが、過日NHKにて放送された、「鶴瓶の家族に乾杯」を視聴して、上吉田エリアは、今も富士山と共に生きている町であり、そこに暮らす人々は富士山を深く愛していることを改めて実感した。折しも富士山世界文化遺産登録10周年を迎える本年度においては、残念ながら撤去されてしまった、中鷹丸家の表門を、御師旧外川家住宅周辺に移築復活させ、御師文化を後世にしっかりと伝えると共に、観光客が楽しみながら御師文化を学ぶことのできる「まち歩きガイド事業」を再構築し、おもてなしの受入れ態勢を整えていく。

また、吉田口登山道については、保護・保全の為の様々な規制があるが、富士山世界文化遺産の構成資産としての普遍的な価値や、その景観を確実に保全し、後世に継承すること、また、国、県及び関係機関と連携を取りながら、保全や復元の為の調査と共に活用の為の計画策定に取り組んでいく。

次に、「富士吉田市をつらぬき富士山頂へ続く「富士道」を世界一の道にする」というマニフェスト推進の組織体制についてだが、課としての「ふるさと納税推進室」の名称を「ふるさと寄附推進課」へと変更し、企画部で所管する「地域振興・移住定住課」の名称を「ふるさと魅力推進課」へと変更すると共に、企画部からふるさと納税推進室に移管し、2課体制の「ふるさと創生室」とする。

また、まちづくり公社を設立し、地域商社として新たな事業展開を図ること、で、「富士道」を世界一の道にしていこうことを中心にまちの活性化に取り組み、「富士吉田市を世界一の誇れる街」にすることができると考えている。

2回目の質問

答弁にあった、NHKの番組「鶴瓶の家族に乾杯」を視聴して、上吉田の御師町、金鳥居から浅間神社までの「たてみち」に住んでいる人々

の暮らしは、常に富士山が中心にあるんだと、強く思った。また、女優の木村佳乃（きむらよしの）さんが訪れた下吉田地区では、移住者と地元に住む若者たちが交流を重ねていく中で、下吉田の中心市街地でのまちづくりが進んでいることと、あわせて織物産業が復活の道を歩み始めていることが取り上げられ、堀内市長が4期16年かけて積み重ねてきた実績が、大きく実を結んでいるのだなと感じた。

さて、下吉田地区では、「富士吉田市まちづくりファンド」を立ち上げ、空き店舗の利用促進を図り、街のにぎわい創出に取り組みと同時に、街並みにふさわしいデザインを維持するための景観のルールを策定するとの答弁があり、ますます「稼げるまち」づくりが進み、「おもてなし」あふれる地域づくりに取り組んでいくものと大いに期待している。

そこで伺う。上吉田地区では、御師町の文化とその景観をしっかりと守らなければならないものだとの答弁だが、御師町の景観、街並みの保全と整備について、これまで行われてきたことと、これからのビジョン、そして今後はどのようなスケジュールで取り組んでいくのか。

また、上吉田地区のまちづくりを進めるにあたり、地域住民の意見を受け止め、反映させることができる機会を持つてもらうことは可能か。さらに、御師町と浅間神社を結ぶ

国道138号の拡幅工事では、上宿交差点周辺の用地買収が順調に進んでいるように見受けられるが、上吉田団地へ続く市道諏訪内1号線の進捗状況と合わせて今後の見通しはいかがか。

2回目の市長答弁

まず、御師町の景観、街並みの保全と整備に関して、これまで行われてきたことについてだが、平成27年に「御師町お休み処」を開設した。また、空き家となっていた町家を御師の街並みに合うよう改修し、現在は、カフェ「北口夢屋」として活用されている。さらに、令和元年には御師浅間坊を、若者交流施設としてリノベーションし、NPO法人かえる舎の活動拠点として活用する等、御師旧外川家住宅周辺は面的に整備が行われている。

同様に、国道137号沿いの店舗や一般住居等については、平成27年度から昨年度までの8か年に渡り、金鳥居から上宿交差点までの沿道に所在する15件もの物件において、建物の外観や、屋外広告物と景観との調和に取り組んでいた。

次に、御師町の街並みの保全と整備のビジョンとスケジュールについてだが、平成31年に策定した、富士吉田市文化財保存活用地域計画に基づき、通り沿いの住民の理解と協力を得る中で整備を進め、観光客が歩

いて散策できる、魅力ある空間にしていきたい。

今後、立ち上げを予定している、「富士吉田市まちづくりファンド」により、下吉田地区と同様に、上吉田地区の整備にも取り組んでいく。

次に、上吉田地区のまちづくりを進めるに当たっての、地域住民との関わりについてだが、信仰登山や麓からの登山の再興に向けて活動する一般社団法人カノエサルにより、昨年の火祭りではタツミチでのキャンドルライトアップ等が実施された。今後も、通り沿いの空き店舗等の利用促進等について、関係団体と連携を図りながら地元の理解をいただく中で、事業に取り組んでいく。

次に、国道138号の拡幅事業と市道諏訪内1号線の進捗状況や今後の見通しについてだが、国道138号の拡幅事業については、国による整備が進められている。

上宿交差点の改良に向けた用地交渉を順調に進めており、令和6年度中での建物等の撤去を目指しているとのことである。また、市道諏訪内1号線の整備については、山神社から上吉田団地付近までの工事が既に終了している。なお、残る上宿交差点までの区間についても、本年度内での建物等の撤去を予定している。

今後においては、国による交差点改良工事の進捗と合わせ、残り区間の整備を進める予定である。

6月 市政 一般質問 抜粋



前田厚子
議員
(政友会)

質問①

「带状疱疹ワクチン
接種の助成」につい
て

1回目の質問

この質問は、昨年の6月議会でも行った質問であり、その際に市長から「带状疱疹ワクチン接種の位置づけについて、厚生労働省の動向を注視し、带状疱疹ワクチンが定期接種となった際には、市民に接種を推進するとともに、接種の助成についても実施していく。」との答弁があった。

昨年9月には、厚生労働省に予防接種推進専門協議会が定期接種化を求める要望をされたようだが、昨年6月の質問から丁度1年が経過し、国の動きはいかがか。

带状疱疹は、子どもの時に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こる。水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体内（神経節）に潜伏していて、過労やストレスなどで免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化して、带状疱疹を発症する。

発症すると、皮膚の症状だけでなく、神経にも炎症を起こし、痛みが現れる。神経の損傷がひどいと、皮膚の症状が治った後も、痛みが続くことがある。その痛みはつらく、発症した人でないと解らないと言われている。そして、50歳以上の2割の方に長い間、痛みが残る带状疱疹後神経痛（PHN）になる可能性があると言われている。

この1年で、明らかに患者数は、激増している。一説には、コロナ禍でマスクを続けた結果、免疫力が低下した為、ここ1・2年で、発症者が倍増しているとのことだ。

いつ、誰がどんな状況の時に、発症するかも解らない。もし、発症したら、重症者はそれまでの生活をしばらく送ることができなくなる。

既に、全国では50を超す自治体で、带状疱疹ワクチン接種費の助成が導入されている。

隣の富士河口湖町でも、今年の4月1日より半額助成を始めた。そこで、担当者に話を聞いてみた。助成に踏みきった理由は、急激に増えている患者の話を聞き、山梨赤十字病院に带状疱疹での受診者数を確認す

ると、受診者は120名、ワクチンの接種者は40名もいた。そこで町として高齢者の健康を守る為、助成を開始したという。

富士吉田市立病院でも、話を聞いたところ、受診者が76名、ワクチンの接種者は2名。また、顔面に発疹の出る方が一番多かったそうだ。個人病院にも聞いてみたが、発症者は治療に来るが、ワクチン接種は高額な費用の為、躊躇されている方が多いとのことだった。

富士河口湖町には、近隣市町村からの問合せが幾つかあったそうなので、山中湖村にもワクチン接種費の助成について聞いたところ、まだ、決定していないが、準備は進めているとのことだった。また、上野原市では、市の医師会から、接種を進めるよう議会に要望があったそうだ。

こうした状況を鑑み、本市でも対策を講じるべきだと考えるが、見解はいかがか。



たった1年で患者が急増し、多くの市民から带状疱疹の症状や痛みを何度も何度も聞いた。今すぐにでも県・国による助成が実現することが望ましいのだが、実現していない現状、市民は本市の助成を心待ちにしている。どうか、本市でも带状疱疹ワクチンの半額助成を検討してもらえないだろうか。見解を伺う。

1回目の市長答弁

まず、带状疱疹ワクチン接種の国の動きについてだが、厚生労働省の調査審議機関である厚生科学審議会の各検討部会において、審議が行われている。そのうち予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では、带状疱疹ワクチンの症例における副反応について、また、ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会では、带状疱疹ワクチンの研究開発及び供給の確保などについて、様々な見地から検証が行われている。

次に、本市における対策についてだが、带状疱疹を発症し、山梨赤十字病院や富士吉田市立病院を始めとした各医療機関で治療を受けている患者がいることや、带状疱疹の発症を予防するため、任意接種である带状疱疹ワクチンを自己負担で接種している方がいることは、承知している。このような現状を鑑みて、厚生労働省の動向を注視しつつ、既に带状疱疹ワクチン接種の助成実施に向けて、発症者数や带状疱疹ワクチン

の接種者数など現状把握を行っているところである。

今後においても、带状疱疹ワクチン接種による副反応や健康被害が発生した場合の対応等を確認するなど、接種費用の助成実施に向けて、検討を進めていく。

質問②

「高齢者の移動に関する総合的な支援の拡充」について

1回目の質問

6月議会の市長の所信表明には、「要介護認定を受けているなど限られた条件の方に対して助成を行っていたタクシー初乗り料金助成を75歳以上で運転免許を保有していない全体的にも拡大していく。」とある。これは、まさに長い間、私が取り組んできた課題であり、これからの一番の課題でもあった。

承知のように高齢者の移動は、バス停からバス停では、解決しない。やはり、まだ主要幹線を走り、バス停で乗り降りするところまでだった。しかし、市長の所信表明には、今まで要望してきたことが、全部とまではいかないが、実施していくとされ、高齢者やその支援する方々が、どれほど喜ばれたらうか。

そこで、この決断が、より良い政策になるように3点ほど伺う。

1点目、コロナの影響で、今タクシー会社では、運転手が減っている。また、インバウンド観光客が、タクシーを多く利用するようになり、高齢者施設の方がタクシーを利用する際、タクシーの確保が困難になっている。折角、多くの方に利用してもらいたいと、サービスの拡大をしても肝心のタクシーが足りないのではないだろうか。市では、現状を把握している上での施策だと思うが、見解はいかがか。

2点目、タウンズニーカーも便利だが、大型バスで3路線を回るだけでなく、小回りのきくワゴン車のようなタウンズニーカーを増やすことも検討課題だと思うが、いかがか。

例えば、「社会福祉事業団・元氣ステーションあるっさ」が所有するワゴン車、または、社会福祉協議会で新たにユニバーサルタクシーを求め、高齢者や障がい者の為に利用することも検討するべきだと思うがいかがか。高齢者たちの願いは、ドアトゥドアのデマンド方式でないと解決はしない。今まで様々な自治体の話を聞き、視察も実施したが、デマンド方式を実現できている自治体は、ほぼ無かった。そこで、本市での実施を検討してもらえないだろうか。市長の見解を伺う。

3点目、ここでは高齢者の移動を課題としているが、障がい者のタクシー券の利用も検討してもらいたい。今は初乗り料金の助成だが、障がい者の声を聴くと外出回数は少ないの

で、外出時にタクシー券を乗車した分使えるようにしてほしいと思う。当事者の話を聞き、より便利な利用法を検討してもらえないだろうか。今回ここまで、市長が表明してくれたことに感謝している。

どうか、新しい施策で高齢者や障がい者の喜ぶ顔が溢れるように、今から、検討、準備してもらいたい。又、この施策が、子育てしたいまち日本一と並び、高齢者・障がい者を支援するまち日本一になるよう期待している。

1回目の市長答弁

まず、1点目のタクシー初乗り料金助成事業の拡大に伴うタクシーードライバーの確保についてだが、郡内タクシー協会に確認したところ、コロナ禍によりタクシー利用者が減少したことからタクシーードライバーの数も減少しているとのことである。本市としては、今後も郡内タクシー協会に対し、タクシーードライバーを確保し、市民が安心して利用できる体制を構築するよう要請していく。

次に、2点目の小回りのきくワゴン車のようなタウンズニーカーを増やすことの検討についてだが、高齢化に伴うドアトゥドアを含むオンデマンド交通の導入による公共交通の在り方について、先進地視察を行うなどの調査研究を行った。その結果、費用対効果や相乗りが非常に少ない状況などから、オンデマンド交

通の導入が本市の公共交通を担えるものとは言い難く、現時点では、既存のタウンズニーカーやタクシーをメインとした公共交通の在り方を優先していくという考えに至っている。このことから、本年度、70歳以上の高齢者のタウンズニーカー利用料を無料化し、また、75歳以上で運転免許証をお持ちでない高齢者にもタクシー初乗り料金を助成することに、高齢者の移動に関する支援を拡充するものである。

次に、3点目の障がい者のタクシー券の利用についてだが、外出の機会をできるだけ多くの障がい者の方に持ってもらえるよう、令和2年度から福祉タクシー券の助成対象範囲を身体障がい者手帳や療育手帳を持つ方に加え、精神障がい者手帳を持つ方にまで拡大した。

特に、視覚障がい者については、これまで視覚障害等級の1級から3級までを対象としていたが、本年度からは更に4級から6級までについても対象とし、全ての視覚障がい者を助成の対象としている。このように、対象範囲を広げたことで、富士北麓圏域で最も幅の広いサービスを展開していることとなり、福祉タクシー券の申請枚数も大きく伸びている。

今後については、富士北麓圏域における障がい者の支援体制の整備を図ることを目的に設置されている富士北麓自立支援協議会において、障がい者の移動支援についてのアン

ケートを実施し、本年度に策定予定の第7期障害者福祉計画に反映させていく。

このアンケートにおいて、障がい者の移動支援に対する意見を丁寧に聞き取り、どのような支援が求められているのか、要望の実態を把握するなかで、福祉タクシー券の利用方法等について様々な角度から検討していく。



質問③ 「新倉山浅間公園（忠霊塔）にスロープカーを整備する件」について

1回目の質問

市長のマニフェスト20の政策の一つに忠霊塔にスロープカーを整備するとあった。この「スロープカー」とは、軽便なモノレールを言う。今年や年間を通じて50万人もの観光客でにぎわう忠霊塔だが、今年の4月だ

けでも23万人もの観光客が来訪した。

令和3年12月議会では所属会派・政友会の太田代表が、令和4年12月議会では同会派の伊藤議員が軽便なモノレール「スロープカー」を設置するべきとの質問をした。

いずれの質問においても、地質調査や技術的な検証などが不可欠としながらも、多くの課題を乗り越え整備に必要な調査に着手する旨の答弁だった。

また、「高齢者や体の不自由な方を含め、新倉山浅間公園の美しい景観や自然を楽しんでもらえる軽便な交通システムの必要性は十分認識しているので、周辺交通環境の整備、中心市街地への回遊性、それに伴う地域経済の活性化等、様々な観点から実現に向けた検討を進めていく。」と前向きな答弁もあった。

その間、九州の皿倉山ケーブルカーや英彦山スロープカー、及び稲佐山スロープカーの会派による視察研修を2回実施した。視察を重ねる度に、このスロープカーを忠霊塔に設置すれば、富士山と桜と五重塔が一望できると機会あるごとに、提案してきた。

観光客も勿論だが、市内在住の高齢者や体の不自由な方、また障がいのある方も皆、同じ景色を見せてあげたい。

又、忠霊塔は慰霊塔でもある。コロナ禍になるまでは、夏の一番暑い時に、慰霊塔の中を戦争遺族会の

方々と一緒に毎年、掃除してきた。高齢になった遺族会の方々の為にも、スロープカーの設置に一日も早く取り組んでほしい。

そこで、伺う。このスロープカーは、いつ頃着手する予定なのか。

1回目の市長答弁

昨年12月定例会で伊藤進議員に答弁したとおり、スロープカーの設置については、周辺交通環境の整備、中心市街地への回遊性など様々な観点から実現に向けた検討を進めているところである。

しかしながら、スロープカーの整備によって利用者の利便性が向上する一方で、一度に多くの観光客が訪れた場合に発生する交通渋滞により周辺地域住民への負担がこれまで以上に大きくなることも懸念されることから、周辺の交通環境も考慮した発着場所へのアプローチ方法等について検討を進めている。また、景観に配慮したルートの選定などは非常に難しい課題であり、慎重に作業を進めているところである。

ルートの検討における課題に関して例を挙げると、スロープカーを階段と並行して整備する場合、ルート上にある桜の木を伐採しなければならぬことや、展望デッキからの景観を損なうことなどが課題となる。また、別ルートとして西側駐車場を出発とする場合は、傾斜がより急になり技術的に難しくなることや、

境内地を通さなければならず、神社との協議が必要になることなどが課題となる。加えて、新倉山浅間公園周辺には土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があり、昨今の厳しく変化する気象状況などを勘案して安全対策を検討する必要がある。このように、従来の課題に加え、新しい課題も表面化しているが、実施に向けて様々な角度から調査検討を継続している。

いずれにしても、高齢者や体の不自由な方を含め、訪れる全ての方々には新倉山浅間公園からの美しい景観や公園の自然を楽しんでもらえる軽便な交通システムの必要性は認識しているため、実現に向けて更なる検討を進めていく。



令和5年第3回定例会 議案等審議結果

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	小俣 光吉	前田 厚子	勝俣 大紀	秋山 晃一	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	藤田 徹	滝口 晴夫	藤井 義房	審議結果
報告第13号	継続費繰越計算書について(令和4年度富士吉田市一般会計)	6/13 報告										議長											報告
報告第14号	繰越明許費繰越計算書について(令和4年度富士吉田市一般会計)	6/13 報告										議長											報告
議案第35号	組織機構の見直しに伴う関係条例の整備について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第36号	富士吉田市税条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第37号	富士吉田市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第38号	富士吉田市営駐車場条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第39号	富士吉田市印鑑条例及び富士吉田市手数料条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第40号	市道の廃止について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第41号	令和5年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第42号	令和5年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第1号)	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第43号	令和5年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第1号)	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第44号	財産の取得について	6/13 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第45号	工事請負契約の締結について(防衛関係事業(8条)富士吉田市立上吉田コミュニティセンター改修(建築主体)工事)	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第46号	工事請負契約の締結について((仮)Mt.FUJIGIビエ加工センター新築(建築主体)工事)	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第47号	富士吉田市農業委員会委員の任命について	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第48号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第49号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第50号	富士吉田市議会特別委員会の設置について	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

○委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

○報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の概要”をご覧ください。

編集後記

富士吉田市議会だより第162号をお届けします。
この議会だよりでは、本議会における一般質問の内容や議案に関する重要な情報を提供しています。市民の皆様に最新の情報を提供することにより、市政に対する関心と参加を促進することを意図しております。

今回の本議会では、堀内市長が5期目のマニフェストに掲げた「稼げるまちづくり」「誰もがチャレンジできるまちづくり」「笑顔あふれるまちづくり」

の3本柱を実現するために43億円を超える補正予算等が議案として提出されました。

議会としましても各常任委員会の中で、熱気あふれる議論を重ね、本会議において、可決・同意いたしました。今後も市民の皆様の声やご意見を尊重し、市政に反映していきたいと考えています。

最後になりますが、この議会だよりの制作に関わっていただきました、編集委員やスタッフの皆様に、深く感謝申し上げます。(伊藤 進)

議会だより編集委員会

委員長 渡辺 幸寿
副委員長 伊藤 進
委員 奥脇 和一 / 戸田 元 / 鈴木 富蔵 / 渡辺 将

委員会構成の紹介

●議会運営委員会



委員長 渡辺幸寿
副委員長 伊藤 進
委員 奥協和一・戸田 元
鈴木富蔵・渡辺 将

●総務経済委員会



委員長 鈴木富蔵
副委員長 渡辺 将
委員 渡辺利彦・戸田 元
横山勇志・伊藤 進・藤井義房

●文教厚生委員会



委員長 渡辺新喜
副委員長 前田厚子
委員 奥協和一・渡辺幸寿
小俣光吉・秋山晃一・藤原栄作

●建設水道委員会



委員長 太田利政
副委員長 藤田 徹
委員 勝俣米治・勝俣大紀
宮下宗昭・滝口晴夫

●演習場対策特別委員会

委員長 戸田 元
副委員長 宮下宗昭
委員 太田利政・奥協和一・渡辺幸寿・小俣光吉
秋山晃一・渡辺新喜・藤田 徹・藤井義房

●国際観光推進・織物等産業振興対策特別委員会

委員長 渡辺利彦
副委員長 横山勇志
委員 勝俣米治・前田厚子・勝俣大紀・鈴木富蔵
藤原栄作・伊藤 進・渡辺 将・滝口晴夫

年4回/14,600部市内全域配布

ふじよしだ議会だより
企業広告大募集!

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
☎0555-22-0612(直通)

富士吉田市議会のホームページは
こちらのQRコードからご覧にな
れます。ぜひご活用ください。



※「QRコード」は商標デンソーウェーブの登録商標です。